

2009年9月2日 – 建築分野は、フランスにおけるエネルギー消費量の40%、CO₂排出量の20%を占めており、最大のエネルギー消費部門である。環境グルネル円卓会議を受けて採用された施策では、適正水準の快適性を維持しつつ、建造物のエネルギー消費量を制限することが求められている。

フランスの「グリーンニューディール」政策実施に関連した「グルネル法 I」計画法案(2009年8月3日)の規定では、2010年以降、すべての公共施設と企業の建物は「低消費建築」の基準に従って設計されなくてはならない。この基準は、一次エネルギー消費量を平均 50 kWh/m²/年未満にすることを要求しており、2012年からはすべての新築住宅に適用される。2020年以降、すべての新築建造物は、消費するエネルギーよりも多くのエネルギーを生産するという「ポジティブエネルギー」のコンセプトを達成しなくてはならない。古い建物は、平均消費量を 90~150 kWh/m²/年の間にとどめるという目標を達成できるよう、改修していく必要がある。

現在、フランスの建材産業は、以前に比べてはるかに効率の高い製品や断熱材を提供している。この業界では、サンゴバンやラファージュなど多数のフランス企業が世界をリードしている。一方、デンマークの Rockwool、アメリカの DOW、ドイツの Knauff もフランスに進出、環境に優しい住宅コンセプトを展開している。

当分野で最も革新的な企業としては、フランスの太陽光発電パネル製造大手、イメリスグループと、フランス国内第1位の太陽電池生産量を誇る独 Viessman グループが挙げられる。後者は、家庭用温水タンクと太陽電池の生産拠点としてロレーヌ地方の Faulquemont 工場を拡充し、生産量の80%を輸出している。

2009年フランスは、住宅所有者にエネルギー効率改善を促すため、10年間無利息のエコ融資を導入し、個人住宅で最高 3万ユーロのエネルギー改修工事を実施できるようにした。この制度に加えて「持続可能な開発」税額控除も実施され、主たる住居のエネルギー効率改善を目的とする機材の支出に対して、その一部を納税額から控除できるようになっている(機器の種類に応じた控除率 15%~50%)。

「持続可能な開発 貯蓄口座」(LDD: Livret de développement durable)は課税対象外であり、フランス環境・エネルギー管理庁(ADEME)との提携によって銀行から提供される設備融資の資金源として、100億ユーロ超を確保することを可能にする。今後この融資を受けるためには、建造物は「低消費建築」または「超高エネルギー効率」の基準を満たさなくてはならない。該当する工事については、付加価値税率が 5.5%に減額となり、地方当局や全国住宅改善協会(ANAH- Agence Nationale de l'Habitat)からの資金供与の資格も与えられる。

対仏投資庁長官ダヴィッド・アピアは、次のように述べている。「フランス政府は、住宅エネルギー効率の向上を目的とした、具体的な施策を導入しています。この措置は、外国企業がフランスで事業を行う際にも大きな利点となります。フランスはこうした強みを生かし、欧州で最も成長が見込まれる主要市場となっています」

対仏投資庁(略称 AFII)

フランスへの国際投資誘致、進出企業向け支援を担当する国の機関。全世界におよぶネットワークで機能し、フランス全土の地方経済開発局との連携により、外国企業にビジネスチャンスを提供、ニーズに応じたサービスを提供している。詳細情報はウェブサイトをご参照ください。<http://www.investinfrance.org/Japan/>

詳細については、以下へお問い合わせ下さい。

在日フランス大使館 対仏投資庁 広報担当 ジェレミ・エルヴェ(Jérémy HERVÉ) TEL: 03-5733-8208 (直通)
フランス大使館企業振興部-ユビフランス 広報室 TEL: 03-3435-7455